

株 主 各 位

第25期定時株主総会招集ご通知

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

■事業報告

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要

■計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

ビートレンド株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第11回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議日		2017年3月28日	2018年3月30日
新株予約権の数		38個	110個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 7,600株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 22,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 35,000円 (1株当たり 175円)	新株予約権1個当たり 35,000円 (1株当たり 175円)
権利行使期間		2019年4月14日から 2026年4月13日まで	2020年4月23日から 2027年4月22日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 49個 目的となる株式数 9,800株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第14回新株予約権	
発行決議日		2019年3月28日	
新株予約権の数		32個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	6,400株
		(新株予約権1個につき)	200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	35,000円
		(1株当たり)	175円)
権利行使期間		2021年4月18日から 2028年4月17日まで	
行使の条件		(注) 2	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	18個
		目的となる株式数	3,600株
		保有者数	2名
	社外取締役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名
	監査役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名

(注) 1. 2022年5月12日開催の取締役会決議により2022年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位を保有していることとする（任期満了による退任、定年退職等、転籍、その他当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない）。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができるものとする。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- ③ 新株予約権者の本新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。
- ④ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、上記②の「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 第11回新株予約権及び第14回新株予約権において、取締役（社外取締役を除く）が保有している新株予約権には、使用人として在籍中に付与されたものを含んでおります。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

(3) **その他新株予約権の状況**
該当事項はありません。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2017年12月14日開催の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

その内容は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 企業倫理・法令遵守を推進するため、全社委員会のひとつとして「コンプライアンス委員会」を設けるなど必要な社内の体制を整備する。
 - (ロ) 取締役及び使用人が遵守すべき方針として経営理念を制定するほか、必要なガイドライン等を整備する。特に反社会的勢力との関係遮断については、全社一体の毅然とした対応を徹底する。
 - (ハ) 法令や定款に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築する。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 「職務権限規程」を制定し、意思決定事項のうち、取締役会に留保される事項及び代表取締役、取締役、経営会議、執行役員等に委任される事項を規定する。
 - (ロ) 取締役会または代表取締役、取締役が決定する重要事項について、経営会議において事前協議を行う。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (イ) 経営に関する重要文書や重要情報、秘密情報、個人情報の扱いについて規程を整備し、適切に保存・管理する。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) 企業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からその低減及び危機発生の未然防止に努める全社リスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、規程を整備し、リスクマネジメント委員会を社内に設置する。
 - (ロ) 財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑤ 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (イ) 当社の取締役、使用人は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。

- (ロ) 内部通報制度の窓口及びコンプライアンス委員会は、当社の内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- (ハ) 監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない旨をコンプライアンス規程に定める。
- ⑥ 監査役職務の執行について生ずる費用・債務の処理方針に関する事項
 - (イ) 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁する。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (イ) 監査役求めがある場合、職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行う。
- ⑧ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席する。
 - (ロ) 監査役は、監査役間で分担の上、取締役や経営陣とのミーティング、事業所や拠点への往査を定期的実施する。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (イ) 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて体制の整備とその適正な運用に努めております。

当事業年度における体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 内部通報規程
当社では「内部通報規程」を定めており、通報窓口は代表取締役が任命する社員、常勤監査役の各1名、及び顧問法律事務所とし、通報窓口からの連絡は「コンプライアンス委員会」と定め運用しております。
- ② コンプライアンス委員会
当社では、「コンプライアンス規程」を定めており、「コンプライアンス委員会」の設置及び「コンプライアンス委員」の任命を行っております。

当委員会は、代表取締役、取締役1名、執行役員2名、管理部部員1名で構成され、常勤監査役をオブザーバーとし、原則として3ヶ月に1回開催することとしております。

当委員会では「内部通報規程」で定めた「内部通報」の運用状況の確認を含めコンプライアンス関連事案の発生状況の確認、全般的なコンプライアンスに関連する事例の紹介、コンプライアンス教育の計画・実施に関する協議や決定を行っております。

③ リスク管理体制の整備状況

当社では、「リスクマネジメント規程」を定め、「リスクマネジメント委員会」の設置及び「リスクマネジメント委員」の任命を行っております。

当委員会は代表取締役、取締役3名、執行役員3名で構成されており、サービスを構成するシステムに関する障害及び個人情報の漏洩等のリスクに対して、最大限の注意を払っております。

システム障害対策として、社外のソフトウェアベンダー・運用業者との協力体制を築き、24時間365日の監視を行うことでサービスの安定的な提供を行っております。

また、個人情報漏洩対策としては、既に取得済みのプライバシーマーク、ISMSの要件に沿った運営を行い、社員教育を徹底することで、漏洩防止に努めております。

④ 反社会的勢力への対応

当社では「反社会的勢力への対応に関する規程」を定めております。

管理部長が、暴力団追放運動推進都民センター主催の不当要求防止責任者講習に参加するとともに、同センターの教育資料を全社で回覧することなど反社会的勢力に対する啓蒙活動を行っております。

⑤ 取締役の職務の執行について

当社では「職務権限規程」と「経営会議規程」を定めており、毎月の取締役会にて各取締役より業務執行報告がなされており、適切に運用されております。

⑥ 内部監査及び監査役監査の状況

(イ) 当社では「内部監査規程」を定めており、当規程の定めにより、内部監査人3名を任命しております。

(ロ) 監査役会において定めた監査役会規程、監査役監査基準、並びに内部統制システムに係る監査の実施基準、それらに基づき策定された監査計画書に基づき、監査役監査を行っております。

⑦ 監査役会・監査役

当社の監査役会は、監査役3名（全て社外監査役）で構成されております。常勤監査役1名は、取締役・執行役員・従業員からの報告、インタビュー又は社内の重要な会議に出席することによって、日常的に業務運営のモニタリングに取り組んでおります。

監査役会は毎月1回以上開催し常勤監査役が日常行っている監査結果について報告し、必要に応じ協議を行っております。

なお、監査役全員は、取締役会に出席し、それぞれ専門的な見地より意見を述べ、経営監視を実施しております。

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	314,937	244,937	244,937	229,670	229,670	-	789,546	789,546
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の 行 使)	1,260	1,260	1,260				2,520	2,520
当 期 純 利 益				66,913	66,913		66,913	66,913
自己株式の取得						△22,884	△22,884	△22,884
当 期 変 動 額 合 計	1,260	1,260	1,260	66,913	66,913	△22,884	46,549	46,549
当 期 末 残 高	316,197	246,197	246,197	296,583	296,583	△22,884	836,095	836,095

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- 棚卸資産
・仕掛品
- 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性低下による簿価切り下げの方法により算定)
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
- 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 6～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～10年 |
- ② 無形固定資産
- 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間(5年以内)に基づいております。
- (3) 繰延資産の処理方法
- 株式交付費
- 支払時に全額費用として処理しております。
- (4) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金
- 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
- betrend事業は、主にシステム利用契約サービスを提供する履行義務を負っております。
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
- ・CRMサービス：顧客との契約から生じる収益は、当該サービスは契約期間にわたって均一に提供するものであるため、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。
 - ・カスタマイズサービス：検収基準により収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

自社利用のソフトウェアの資産性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
ソフトウェア	53,048
ソフトウェア仮勘定	40,447

(2) 会計上の見積りの内容について、計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、自社開発のソフトウェアについて、開発戦略会議の承認の際に将来の収益獲得見込額又は費用削減効果が確実であると判断したものを無形固定資産に計上しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の収益獲得見込額を判断するにあたり用いた主要な仮定は、新規のスマートCRMの販売見込金額であり、過去の販売実績等を考慮して算定しております。また、将来の費用削減効果は、外部調達プログラムから新たに開発した新プラットフォームへの移行に伴う将来の費用削減額を見積もることにより効果を判定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の収益獲得見込額の主要な仮定である販売見込金額は、市場環境の変化に影響を受けること、また、将来の費用削減効果は、外部調達プログラムからの新プラットフォームへの移行を伴うため、見積りの不確実性が高く、将来の事業環境の変化によりスマートCRM事業の販売拡大が進まない、または、移行が進まない等、当初想定した収益獲得見込額及び費用削減効果が得られない場合、翌事業年度の固定資産の減損判定に重要な影響を与えるリスクがあります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 21,556千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	2,183,200	14,400	—	2,197,600

注 普通株式の増加株式数は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	—	28,400	—	28,400

注 自己株式の増加株式数は、2023年11月14日開催の取締役会決議に基づく取得によるものであります。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	600	1,600	7,600	22,000	1,600	6,400	1,200

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に流動性の高い預金等に限定し、資金調達については銀行を中心とした借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は、3ヶ月以内の支払期日となっております。また、これらは流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程及び与信管理規程に従い営業債権について管理本部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

ハ. 金利変動リスクの管理

当社は、金利変動リスクを軽減するため、管理本部による市場動向等のモニタリングを行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性が乏しいものについても注記を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

重要性に乏しいため記載を省略しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	15,214千円
資産除去債務	7,362
未払事業税	1,347
その他	474
繰延税金資産合計	24,399
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△5,958
繰延税金負債合計	△5,958
繰延税金資産の純額	18,440

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	betrend事業
サービス別	
CRMサービス	934,603
カスタマイズサービス	147,836
その他サービス	8,693
顧客との契約から生じる収益	1,091,132
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,091,132

(注) 当事業年度より、従来「その他サービス」に含めておりましたコールセンターサービス売上は、サービス区分の見直しを行ったため、「CRMサービス」に区分して表示しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	385円44銭
(2) 1株当たりの当期純利益	30円52銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。